葉山町下水道ウォーターPPP
（処理場等施設コンセッション）事業

募集要項

令和７年１０月

葉山町下水道課

目　　　　次

第１　公募の概要 1
　１　公共施設等の管理者の名称 1
　２　担当部署 1
　３　募集要項等 1
第２　本事業の概要 3
第３　民間事業者の募集及び選定に関する事項 14
　１　募集及び選定方法 14
　２　募集及び選定スケジュール 14
　３　応募者の参加資格要件 14
　４　公募手続き等 16
　５　優先交渉権者の選定方法 19
　６　優先交渉権者選定後の手続き 19
第４　その他 21
　１　実施に関して使用する言語及び通貨等 21
　２　議会の議決 21
　３　募集要項等の修正 21
　４　情報提供 21
別紙１　ＰＦＩ法等における用語と本事業における用語の関係性 22
別紙２　ストックマネジメントの実施フロー 23
別紙３　既存 SPC を活用する場合の考え方 24
別紙４－１　葉山浄化センター一般平面図（全体） 25
別紙４－２　葉山中継ポンプ場一般平面図 26
別紙５　葉山町公共下水道全体計画図（汚水） 27
別紙６　開示資料集 28

第１　公募の概要

１　公共施設等の管理者の名称

葉山町長　山梨　崇仁

２　担当部署

葉山町　環境部　下水道課（担当：秋本）

所在地：〒240-0112　神奈川県三浦郡葉山町堀内 2135

電話：046-876-1111　内線 363

E-mail：gesuidou@hayama.kanagawa.jp

本公募において実施する事務に関し、以下のアドバイザー（以下「公募アドバイザー」という。）を置く。

・株式会社 NJS

・PwC アドバイザリー合同会社

３　募集要項等

本募集要項及びその添付書類は、以下の①から⑧までの書類（これらに補足資料、町のホームページへの掲載などにより公表したこれらに対する質問回答書（葉山町下水道ウォーターPPP（処理場等施設コンセッション）事業　実施方針（案）等に対する意見及び質問への回答は含まない。）、その他これらに関して町が発出した書類を加えたものを、以下「募集要項等」という。いずれも修正があった場合は、修正後の記述による。）により構成される。

①から⑧までの書類は、審査に係る書類並びに本事業等の実施に係るその他の書類一式（以下「提案書類」と総称する。）を作成するに当たっての前提条件である。

① 葉山町下水道ウォーターPPP（処理場等施設コンセッション）事業
　募集要項（以下「募集要項」という。）

② 葉山町下水道ウォーターPPP（処理場等施設コンセッション）事業
　実施契約書（案）（以下「実施契約書（案）」という。）

③ 葉山町下水道ウォーターPPP（処理場等施設コンセッション）事業
　基本協定書（案）（以下「基本協定書（案）」という。）

④ 葉山町下水道ウォーターPPP（処理場等施設コンセッション）事業
　要求水準書（案）（以下「要求水準書（案）」という。）

⑤ 葉山町下水道ウォーターPPP（処理場等施設コンセッション）事業
　モニタリング基本計画書（案）（以下「モニタリング基本計画書（案）」という。）

⑥ 葉山町下水道ウォーターPPP（処理場等施設コンセッション）事業
　優先交渉権者選定基準（以下「選定基準」という。）

⑦ 葉山町下水道ウォーターPPP（処理場等施設コンセッション）事業
　提出書類の様式及び作成要領（以下「様式及び作成要領」という。）

⑧ 開示資料

なお、募集要項等と葉山町下水道ウォーターPPP（処理場等施設コンセッション）事業実施方針（令和 7 年 10 月 10 日公表。以下「実施方針」という。）に相違のある場合は、募集要項等の規定内容を優先するものとする。

第２ 本事業の概要

（１） 事業の名称

葉山町下水道ウォーターPPP（処理場等施設コンセッション）事業

（２） 事業の背景・目的

葉山町の下水道事業は平成 4 年度に事業着手し、平成 11 年 3 月に供用を開始して以来 25 年を経過している。下水道普及率は 76.5%（令和 5 年度末）で、令和 7 年度までに全体計画区域 513ha の概成を目指して、未普及地域の解消に取り組んでいる。

管渠新設整備とともに、浄化センター及び中継ポンプ場の機械及び電気設備の増設・改築に伴う建設改良費の増加、維持管理費用の増加、さらに、工事発注や各種業務に対応するための執行体制の確保、適切な使用料の設定や財源確保など、各種課題への対応が必要な状況にある。

各種課題への対応と解決のための一つの方策として、官民連携手法の導入の有効性を検討するとともに、執行体制の持続可能性の検討、適切な官民連携事業の設定及び導入に向けての検討を行ってきた。葉山町下水道事業の官民連携における役割分担に関する考え方は、次のように整理している。

- 下水道事業の公権力の行使のほか、政策・経営判断及び業務管理など方針決定・説明責任に関する業務は町が主動的に実施する。
- 経営判断や計画策定等に当たっては、質的・量的に事業運営体制を補完・強化するため、民間の技術力・マネジメント力を活用する。
- 工務や維持管理業務は、個別委託や直営業務をできるだけまとめて包括化し事業者に委ねる。

本事業は、葉山町の持続的な下水道事業の実施に資することを目的に、民間事業者の技術・経営ノウハウや創意工夫を活かした長期にわたる一体的な事業運営により、町民サービスの向上、公共用水域の水質保全、脱炭素、経費削減、更新費用の抑制等、将来にわたって持続可能な下水道経営の確立を目指すものである。

（３） 基本運営方針

本事業をより適切に実施するため、町が公共施設等運営権（PFI 法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権。以下「運営権」という。）の設定を受けた運営権者（PFI 法第 9 条第 4 項に規定する公共施設等運営権者。以下「運営権者」という。）に遵守を求める事業運営上最も重要と考える基本運営方針を以下に示す。

- 公共用水域の水質保全と地域住民の健全な生活環境の維持に努めること。
- 人口減少等に伴う下水道使用料の減少や施設の老朽化に伴う改築需要、一般会計繰入金の削減など、経営状況の変化を踏まえた経営の健全化、効率化に努め、持続可能な下水道事業運営を行うこと。
- 施設の定期的な点検・診断により、安全性の確保や長寿命化を図るとともに、効率的かつ効果的な改築更新を行うこと。
- 脱炭素社会の実現に向けて、省エネ・創エネに取り組み、温室効果ガス排出量の低減を図ること。また、発生汚泥等の下水道資源の有効利用に取り組むこと。

・町職員の技術継承と運営権者のノウハウや創意工夫、また、デジタル・トランスフォーメーション等の最先端技術を共有し、協働による事業運営に努めること。
・安全で安心な社会インフラを維持するために、災害時に備え、災害や事故が発生した場合に迅速かつ的確に対応できる体制づくりに努めること。
・地元企業との連携を図り、地域資源の活用や人材の雇用、地域住民等との協働による地域貢献等、地域経済の成長や地域社会の持続的発展に貢献すること。

（４） 本事業の対象施設と概要

本事業の対象となる運営権設定対象施設は以下のとおりで、各施設の概要は要求水準書（別紙２施設概要）に示す。なお、対象施設に施設・設備を増築した場合は、工事ごとに完工したものから、運営権設定対象施設に含まれるものとする。

・処理場（葉山浄化センター　※し尿等下水道投入施設を含む）：１箇所
・ポンプ場（葉山中継ポンプ場）：１箇所
・マンホールポンプ設備：32 箇所
・葉山中継ポンプ場と葉山浄化センターを結ぶ幹線管路（圧送管）：φ450、２条管

葉山浄化センター及び葉山中継ポンプ場の概要は、表　２.１に示すとおりである。

表　２.１　対象施設の概要

名称	葉山浄化センター	葉山中継ポンプ場
供用開始年月	平成 11 年３月	平成 11 年３月
位置	神奈川県三浦郡葉山町長柄 1735 番地	神奈川県三浦郡葉山町一色 2516 番地
敷地面積	約 29,500㎡	約 1,100㎡
排除方式	分流式	分流式
放流先	森戸川支流大南郷川	-
処理方式	（汚水）標準活性汚泥法 （汚泥）濃縮－脱水－場外搬出	-
能力	４系列　9,200m^3/日 (1 系列当り 2,300 m^3/日)	計画時間最大汚水量　10.21m^3/分 現有能力　10.0 m^3/分 5.6m^3/分 (5.6m^3/分×2(1)台) ＋4.4 m^3/分

（葉山浄化センター及び葉山中継ポンプ場の一般平面図は、別紙４－１、別紙４－２に、葉山処理区一般平面図は、別紙５に示す。）

（５） 事業場所

①　対象施設の所在地等

本事業の運営権設定対象施設の事業用地は、以下のとおりである。

表　２.２　主な対象施設の所在地

対象施設		所在地
処理場	葉山浄化センター	神奈川県三浦郡葉山町長柄 1735 番地
ポンプ場	葉山中継ポンプ場	神奈川県三浦郡葉山町一色 2516 番地
管路施設	マンホールポンプ設備	処理区域内
	圧送管	ポンプ場→処理場

② 事業施設の貸付に関する事項

本事業施設はすべて地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条に規定する公有財産であり、財産の分類は同法第 238 条第 4 項に規定する行政財産にあたる。事業者が義務事業を行うに当たっては、事業契約のほかに公有財産賃貸借契約又は使用許可を必要としない。

一方、運営権者が任意事業を行う場合には、町と運営権者は公有財産賃貸借契約を締結し、本事業期間中は本事業用地を使用できるようにする。

（6） 事業方式

本事業は、PFI 法第 16 条の規定に基づき実施する公共施設等運営事業（コンセッション方式）とする。

（7） 事業の範囲

本事業の範囲は経営に関する業務、対象施設の維持管理及び改築更新業務を義務事業とし、附帯事業及び任意事業を含めて対象事業とする。各事業及び業務の内容、要求水準の詳細は、要求水準書（案）に示す。

なお、運営権者は、本事業期間中、本事業に係る業務のうち、委託禁止業務として定められた業務を除いたものについては、第三者に委託し又は請け負わせること（以下、「委託等」という。）ができる。

本事業を実施する上で、運営権者が遵守すべき制限や手続等を含め、本事業における詳細な実施条件については、募集要項等に示す。

事業の範囲は以下の①から③に掲げるものとする。

① 義務事業

義務事業とは、本事業において、業務の遂行が運営権者の義務となる事業のことをいう。義務事業に関する業務は以下のとおりである。

ア 経営に関する業務

- ・運営事業計画作成
- ・利用料金の収受
- ・財務管理
- ・セルフモニタリング
- ・情報管理
- ・安全･危機管理
- ・技術管理
- ・環境対策
- ・地域貢献
- ・その他必要な事項

イ 維持管理に関する業務

- ・維持管理計画作成
- ・運転管理
- ・保全管理　※

・その他維持管理

ウ 改築に関する業務

・改築計画支援　※

・設計

・工事

・工事監督

・その他関連事項

※「保全管理」及び「改築計画支援」に関するストックマネジメント計画策定支援業務の範囲は別紙２参照

② 附帯事業

附帯事業とは、既存の処理工程に捉われない新たな処理工程を導入するなど、義務事業として設定した業務にない業務を追加し必要な設備を附設するなど、義務事業と一体的に行うことにより費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業のことをいう。

町が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は、附帯事業を提案することができ、事業期間中においても、運営権者は附帯事業を提案することができる。ただし、附帯事業の提案は必須ではなく既存の処理工程や義務事業の業務範囲を踏襲しても構わない。事業期間中に提案し、新たに実施する場合においては、提案概要書を提出し事前に町の承諾を必要とする。

町は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、要求水準書に運営権者の実施義務を定めることとする。

③ 任意事業

任意事業とは、多分野連携又は広域連携として、葉山町の他部署又は他の地方公共団体から業務を受託し当該受託収入で費用を賄う受託事業、若しくは本事業又は町の用地及び施設において事業に係る費用を運営権者自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう。

町が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は任意事業を提案することができ、事業期間中においても、運営権者は任意事業を提案することができる。ただし、任意事業の提案は必須ではなく、事業期間中に提案し、新たに実施する場合においては、提案概要書を提出し事前に町の承諾を必要とする。

地域貢献などを目的に、多分野連携又は広域連携として、受託事業又は町の用地及び施設を活用する事業を提案する場合、町は協力する。

運営権者は、関係法令を遵守し、運営権設定対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において任意事業を行うことができる。事業内容は提案によるが、本事業又は町の用地及び施設を活用する場合は、有償貸付による事業であることに留意し、本事業の安定経営に影響を与えないようリスク回避措置を十分に講ずるとともに、発生する費用や必要な諸手続き、本事業に影響を与えた場合の損害等はすべて運営権者の責によるものとする。ただし受託事業を実施する場合は除く。

（８） 事業期間

① 本事業の事業期間

本事業期間は、本事業が開始された日（以下「本事業開始日」という。）から、運営権設定対象施設に対して運営権の設定がなされた日（以下「運営権設定日」という。）の 20 年を経過する日が属する事業年度末（次の② の規定により本事業期間が延長された場合は当該延長後の終了日。以下「本事業終了日」という。）までとする。

本事業開始日以降に、本契約が解除され又は終了した場合、本事業終了日を本契約の解除又は終了日に適宜読み替えて適用する。

現時点において、本事業開始日は令和 9 年 4 月 1 日とする。また、本事業期間の延長がない場合、本事業終了日は令和 29 年 3 月 31 日とする。なお、事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの 1 年間を指す。

表 ２.３　予定事業期間

期日	内容
2026（R8）.7	基本協定締結
2026（R8）.10	運営権設定、実施契約締結（準備が整い次第）
2026（R8-9）.11～3	引継ぎ
2027（R9）.4.1	事業開始日
（事業終了日まで）	町又は町の指定する第三者への業務の引継ぎ
2047（R29）.3.31	事業終了日 （最大限延長の場合　2057（R39）.3.31）

② 本事業期間の延長

不可抗力事象発生や町の計画変更等の実施契約に定める事由が生じた場合、町及び運営権者は、本事業期間の延長を申し出ることができる。このとき、町と運営権者が協議により③の規定の範囲内で両者が合意した合理的な期間だけ、本事業期間を延長することができる（以下かかる期間延長を「合意延長」という。）。なお、合意延長の実施は 1 回に限るものではないが、延長する場合においても延長期間は合計で 10 年を超えることができない。

詳細は実施契約書（案）に示す。

③ 運営権の存続期間

運営権の存続期間は、運営権設定日から 20 年後を経過する日が属する事業年度末までとする。

なお、運営権の存続期間は、本事業期間の延長があった場合を含め、運営権設定日の 30 年後を経過する日が属する事業年度の末日を超えることはできない。

④ 本事業期間終了時の取扱い

ア 運営権

本事業終了日に運営権は消滅する。

イ 運営権設定対象施設の引き渡し

本事業終了日又はそれ以降の町が指定する日において、運営権者は、運営権設定対象施設を町又は町の指定する者に引き渡さなければならない。

ウ 本事業に係る運営権者が所有する資産等

町は、運営権者が所有する任意事業等に係る資産のうち、必要と認め運営権者と合意に達した場合、残存価値を勘案し買い取ることができる。

本事業の実施のために、運営権者が本事業用地及び施設内に所有する資産（町又は町の指定する者が買い取る資産を除く。）については、すべて運営権者の責任において処分しなければならない。

本事業用地及び施設については、本事業終了日に公有財産賃貸借契約が解除され、運営権者は原則として自らの費用負担により原状に復して町又は町の指定する者に引き渡さなければならない。ただし、町又は町の指定する者が買い取る資産が本事業用地上に存在する場合には、現状有姿で引き渡す。なお、買取方法等の詳細については、町と運営権者との協議の上決定する。

エ 業務の引継ぎ

町又は町の指定する者への業務の引継ぎは原則として本事業期間内に行うこととし、運営権者は自らの責任及び費用負担により、引継書の作成等、本事業が円滑に引き継がれるように適切な引継ぎを行わなければならない。なお、事業終了の2～3年前頃には、次期事業の検討及び準備等を始める予定のため、運営権者は事業情報の提供など町に協力すること。

（９） 提案参考額

本事業の提案参考額は以下のとおりである。

１７，０９４，０００，０００円（うち消費税等１，５５４，０００，０００円）

提案参考額のうち、運営業務にかかる費用の参考額は以下のとおりである。

７，８５４，０００，０００円（うち消費税等７１４，０００，０００円）

提案参考額のうち、改築業務にかかる費用の参考額は以下のとおりである。

９，２４０，０００，０００円（うち消費税等８４０，０００，０００円）

（１０） 事業の費用負担

運営権者は、下記により本事業の実施に要する費用を負担する。その負担予定額等の詳細は町と優先交渉権者との協議の上、実施契約に定めるものとする。

① 義務事業及び附帯事業

ア 経営に関する業務

運営権者は、経営に関する費用の全てを負担する。

イ 維持管理に関する業務

運営権者は、維持管理に関する費用の全てを負担する。

ウ 改築に関する業務

町は、改築に関する設計・工事の費用（監理・監督に係る費用を含む）を負担する。町

は、負担額の支払いにあたり、借入金、国補助金及び内部留保資金を充当する予定である。
運営権者は、改築に関する設計・工事費用以外の企画・調整等の費用を負担する。

エ その他の業務

運営権者は、その他の業務に関する費用の全てを負担する。

② 任意事業

運営権者は、任意事業に係る費用の全てを負担する。なお、任意事業は独立採算を基本とし、その経理に当たっては義務事業及び附帯事業に係る経理と任意事業に係る経理を区分し、明らかにしなければならない。

（１１） 運営権対価

義務事業及び附帯事業に係る運営権の設定に対する対価（以下「運営権対価」という。）は、0 円とする。

（１２） 使用料及び利用料金

① 使用料及び利用料金の定義

本事業期間中、下水道の使用者は、町に対する使用料と運営権者に対する利用料金を支払うものとする。使用料と利用料金を併せたものを使用料等（以下「使用料等」という。）と称する。なお、使用料等の算出方法は、葉山町下水道条例の規定に基づくものとする。

② 使用料等の改定

町は、葉山町下水道条例で定める使用料等の改定（以下「料金改定」という。）の必要性を計画的に検討し、必要に応じ改定を行う。

運営権者は、随時、料金改定に関して町に提案できるものとし、運営権者から提案があった場合には、町と運営権者は協議を行う。

なお、併せて利用料金設定割合の改定について協議を行う。この場合、当該時点での国内及び町域の経済動向、本町の下水道事業会計の財政状況等を勘案しつつ、適切に協議を行うものとする。

③ 利用料金の定義

本事業期間中、町は業務分担に応じた額を使用料等として収受し、運営権者は、業務分担に応じた額を PFI 法第 2 条第 6 項に規定する利用料金として収受するものとする。

実施契約とは別に町及び運営権者が締結する契約に基づき、町は、運営権者を代行して利用料金を町が受け取る使用料と併せて徴収する。町は、徴収した利用料金を一定期間保管し、運営権者に送金する。

④ 利用料金の設定

運営権者は、利用料金を下水道使用者から収受する。

当該利用料金は、①に示す使用料等に対して、一定の割合（以下「利用料金設定割合」という。）を乗じて算定するものとする。町は、義務事業及び附帯事業につき当該事業の実施に必要な経費及び次の⑤に示す構成に基づき、利用料金設定割合を定める。利用料金設定割合は、本事業に係る実施方針に関する条例等にその範囲を定め、規定する。

なお、応募者が提案時に用いる利用料金設定割合は、応募者からの提案とする。

⑤　利用料金の構成内容

運営権者が収受する利用料金の構成は表　2.4のとおりとする。

表　2.4　利用料金の構成

項目	内容
人件費	給料、手当、賃金、報酬、法定福利費及び退職給付費
薬品費	薬品に係るもの
動力費	動力電力、動力燃料に係るもの
修繕費	修繕に係るもの
保守点検費	保守点検等に係るもの
廃棄物処理費	廃棄物処理に係るもの
その他営業費用	通信運搬費等、上記に区分されないもの
公租公課	運営権者に係る税金等
事業報酬	経営に必要な支払利息、配当等

⑥　利用料金設定割合の改定

町は原則として3年に1回、利用料金設定割合の定期改定を行う。利用料金設定割合の定期改定は、以下に示す内容に従って行われるものとする。詳細は、実施契約書（案）に示す。

ア　需要及び物価の変動

需要及び物価の変動を利用料金設定割合に反映するため、町及び運営権者は、実施契約書（案）に定める算定方法に基づき、利用料金設定割合の改定を行う。この場合、具体的な改定の内容については、町及び運営権者の間の協議によって定める。

イ　法令等若しくは町の計画又は税制の変更を理由とする場合

法令等若しくは町の計画の変更（ただし、要求水準の内容に影響する変更に限る。）又は税制の変更によって、利用料金設定割合の定期改定の対象となる料金期間における義務事業（ただし、関連業務を除く。）及び附帯事業に関する費用が、提案書類において利用料金設定割合の算定の前提とされた当該費用と比較して増加又は減少することが見込まれる場合、町及び運営権者は、利用料金設定割合の改定を行うことができる。

ウ　その他町又は運営権者が必要と認める場合

上記アからイまでのほか、社会経済情勢等の事業環境の変化に応じて下水道事業全体の公益上、改定の必要性が発生した場合、町及び運営権者は、利用料金設定割合の改定について相手方に協議を申し入れることができる。

⑦　利用料金の臨時補正

事業環境が著しく変化する場合として以下に示す事象が発生した場合、町及び運営権者は、必要に応じて、利用料金の臨時補正を行う。詳細は、実施契約書（案）に示す。

ア　物価の変動

著しく物価水準が変動する場合として、物価の変動を反映するため、実施契約書（案）に定める算定方法に従い、臨時補正を行う。

イ　法令等若しくは町の計画又は税制の変更を理由とする場合

法令等若しくは町の計画の変更（ただし、要求水準の内容に影響する変更に限る。）又は税制の変更によって、利用料金設定割合の定期改定の対象となる料金期間における義務事業（ただし、関連業務を除く。）及び附帯事業に関する費用が、提案書類において利用料金設定割合の算定の前提とされた当該費用と比較して増加又は減少することが見込まれる場合、町及び運営権者は、利用料金利用料金の臨時補正を行うことができる。

ウ　その他町又は運営権者が必要と認める場合

上記アからイまでのほか、社会経済情勢等の事業環境の変化に応じて下水道事業全体の公益上、臨時補正の必要性が発生した場合、町及び運営権者は、利用料金設定割合の改定について相手方に協議を申し入れることができる。

⑧　利用料金収受代行業務

町と運営権者は、実施契約とは別に利用料金収受代行業務に係る契約を締結する。町は、運営権者を代行して利用料金を町が受け取る使用料と併せて徴収する。町は、徴収した利用料金を一定期間保管し、運営権者に送金する。

利用料金収受代行業務に係る契約の詳細については、実施契約書（案）に示す。

⑨　債権の担保のための利用料金の引当て

運営権者事由により契約解除となった場合の契約解除違約金について、町は、保管した利用料金を引き当てることができる。

⑩　利用料金の未納者への対応

使用料等に関する未納者への支払いの催促等については、⑧ に示した利用料金収受代行業務に係る契約に基づき、町が運営権者に代わって実施する。

ただし、未収の利用料金は運営権者の債権であり、債権回収は民法上の手続きにより運営権者が行う。この際、債権回収の時期等については、町と協議し行うものとする。

詳細については実施契約書（案）に示す。

（１３）　改築に関する留意事項

①　改築の実施

運営権者は、実施契約に基づき対象施設の改築を行う。ただし、町が公益上の理由を検討した上で必要であると判断したときは、運営権者と協議の上、対象施設について、町が改築を行うことがある。その場合、運営権者は町に協力するものとする。

②　改築を行った施設の所有

町又は運営権者が改築を行った対象施設は、町の所有に属するものとする。

③　改築の対象

改築の対象は、要求水準書（案）に示すとおりとする。なお、運営権者の提案を妨げるものではないが、改築は、国補助金の対象となるものを基本とする。ただし、協議の上、町が公益上を理由に必要であると判断したときは、国補助金の対象とならない改築も実施可能とする。

④　本事業開始後に町が実施することを予定している工事

本事業開始後に町が実施する工事のうち、運営権者の業務に調整が必要となる工事につい

て、運営権者は、町と協議の上、協力するものとする。

（１４） 運営権者が受領する権利・資産

① 運営権

第２（４）に示す本事業の対象施設に設定する運営権

② 本事業用地の使用権

公有財産賃貸借契約（任意事業実施のために締結）による本事業用地及び施設等の使用権

③ 運営権者譲渡対象資産

本事業の運営に必要な備品及び消耗品等の資産

（１５） リスク分担の基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、当該リスクを最も良く管理できる主体がリスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができることを基本的な考え方とする。

運営権者が担当する業務については、運営権者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクは、実施契約等に特段の定めのない限り、運営権者が負うものとする。

なお、町及び運営権者の両者での対応が必要な事項や分担の境界については必要に応じて協議を行う。

個別のリスクにおける具体的な分担内容については、実施契約書（案）などに規定する。

（１６） 事業の実施状況のモニタリング

運営権者が実施契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準書に示す要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、運営権者の財務状況を把握するために、運営権者によるセルフモニタリングに加え、町によるモニタリングを行う。なお、詳細については、モニタリング基本計画書（案）に示す。

（１７） 保険

運営権者は、本事業期間中、損害賠償保険及びその他の保険に必要に応じて加入すること。なお、請負又は委託業務を受注する者が相当する保険に加入することにより損害に対し同等の補償が可能である等、運営権者が保険加入に代替する措置を取ることを認める。

（１８） 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、以下のとおり実施契約を終了するものとする。この場合、運営権者は、実施契約の定めるところにより、町又は町の指定する第三者に対し、引継ぎを行う義務を負うものとし、運営権者の資産等については、第２（８）④ウと同様の取扱いとする。

解除又は終了に関して、本事業のうち、一部の事業のみ解除されることがありうるものとし、解除の対象や条件等は両者で協議する。本事業のうち、一部の事業について実施契約の解除及び運営権の取消しが生じた場合、町は運営権者に対し、運営権者が既に完了している業務のうち、町の検査に合格する部分があるときは、当該部分に相応するサービス対価を支払う。

なお、個別の契約終了事由における具体的な損害等の分担内容については実施契約書（案）に示す。

（１９） 金融機関又は融資団と町との協議

町は、本事業の安定的な継続を図るために必要と認めた場合には、運営権者に融資を行う金融機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

第３　民間事業者の募集及び選定に関する事項

１　募集及び選定方法

本事業を実施する民間事業者の募集及び選定は、運営権者となる民間事業者に創意工夫やノウハウによる効率的・効果的なサービスの提供を求めるため、総合的に評価することが必要であることから、公募型プロポーザル方式により行う。

２　募集及び選定スケジュール

募集要項等の公表後のスケジュールは概ね表　３.１のとおりである。

表　３.１　募集及び選定スケジュール（予定）

予定時期	内容
2025（R7）.10.8	実施方針に関する条例制定
2025（R7）.10.10	実施方針の公表、特定事業の選定
2025（R7）.10.10	募集要項等公表
2025（R7）.10.30～31	質問受付
2025（R7）.11.17～21	現地見学会
2025（R7）.12.3	質問回答
2025（R7）.12.10～11	参加資格確認受付
2026（R7）.12.26	参加資格確認結果
2026（R8）.1.19～23	現地調査
2026（R8）.2.2～27	競争的対話（附帯･任意事業概略提案受付、予備的審査）
2026（R8）.4.2～3	提案審査書類受付
2026（R8）.5 中下旬	プレゼン実施
2026（R8）.6 中旬	優先交渉権者決定
2026（R8）.7 初旬	基本協定締結
2026（R8）.9	運営権設定議会提案
2026（R8）.10	運営権設定、実施契約締結
2026（R8-9）.11～3	引継ぎ
2027（R9）.4	事業開始

３　応募者の参加資格要件

応募者の構成、共通の参加資格、業務実施企業に求める要件等は、以下に示すとおりとする。

（1）　応募者の構成

① 応募者は単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業で構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。応募グループを構成する企業数の上限は任意であり、１企業で複数の業務を兼ねることができるものとする。

② 応募者は、応募企業又は応募グループを構成する企業（以下「構成企業」という。）の名称及び本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。

③ 応募グループにあっては、構成企業の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、代表企業が応募手続きを行うこととする。

④ 応募者が優先交渉権者に選定された場合、応募企業又は応募グループは、本事業を実施する SPC を設立するものとする。ただし、多分野連携や広域連携を目的とし、既存の SPC を活用する場合はこの限りではない。既存 SPC の出資企業は構成企業と同様の取扱いとする。既存 SPC を活用する場合は、別紙３を参照すること。

⑤ 応募企業又は構成企業はSPCに出資して本議決権株式（実施契約書（案）に定める本議決権株式をいう。）の全ての割当てを受けるものとする。なお、応募グループの場合は代表企業の議決権比率が唯一最大とならなければならない。

⑥ 参加資格審査書類の提出以降、代表企業及び構成企業の変更は原則として認めない。ただし、代表企業及び構成企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、町と協議するものとし、町がその事情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではない。

⑦ 参加資格審査書類の提出以降、応募企業又は構成企業のいずれかが、同時に他の応募者の応募企業又は構成企業になることは認めない。ただし、株式会社民間資金等活用事業推進機構は、当該応募者の構成企業に該当しないものとし、応募グループ間の重複参加を認める。

（２） 応募企業、応募グループ構成企業に共通の参加資格

① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定及び PFI 法第 9 条の欠格事由に該当しない者であること。

② 町における競争入札参加資格の認定を受けていること。

③ 参加資格審査書類の提出期限から優先交渉権者選定までの期間に、葉山町指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けている者でないこと。

④ 競争参加資格確認申請期限以前２年以内に銀行取引停止処分を受けた者でないこと。

⑤ 競争参加資格確認申請期限以前６か月以内に取引銀行において手形又は小切手の不渡りがある者でないこと。

⑥ 所有する資産に対する債務の不履行による仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競争手続きの開始決定がされている者でないこと。

⑦ 役員等（参加をしようとする法人の役員又はその法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められるものを含む。以下同じ。）が暴力団員等（葉山町暴力団排除条例（平成 24 年葉山町条例第８号。以下「条例」という。）第２条第４号に掲げる暴力団員等をいう。以下同じ。）でないこと。

⑧ 暴力団（条例第２条第２号に掲げる暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団経営支配法人等（条例第２条第５号に掲げる暴力団経営支配法人等をいう。）でないこと。

⑨ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していないこと。

⑩ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、便宜を供与する等により、直接的又は積極的に暴力団の維持、運営等に協力し、又は関与していないこと。

⑪ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

⑫ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。

⑬ 町が発注した本事業のアドバイザリー業務を受託した者（株式会社ＮＪＳ（東京都港区）及び PwC アドバイザリー合同会社（東京都千代田区））と資本面もしくは人事面において関連がない者であること。なお、「資本面において関連のある者」とは、「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）第 309 条による議決権を行使することができる、当該企業の発行済株式総数

100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額 100 分の 50 を超える出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう（以下、同じ）。

⑭ 事業者選定委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本面もしくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。

⑮ 応募者（応募グループの場合構成企業のすべて）が、法人税、消費税及び地方消費税の未納がない者であること。

（3） 業務実施企業に求める要件

応募企業又は応募グループ構成企業のうちの一者は次の実績要件を満たすこと。

① 公共下水道事業の終末処理場における水処理施設（町の施設（処理能力：9,200m^3/日、処理方式：標準活性汚泥法）と同等以上の処理能力・処理方式）の運転管理業務を、元請として行った実績を同一施設で連続して 3 年以上有していること。

② 終末処理場における機械設備工事（補修工事、修繕工事等の部分的な工事は除く）を元請として施工した実績（完成引渡しをしたものに限る）を有する者であること。

③ 終末処理場における電気設備工事（補修工事、修繕工事等の部分的な工事は除く）を元請として施工した実績（完成引渡しをしたものに限る）を有する者であること。

（4） 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査書類を受付した日とする。ただし、応募企業又は構成企業が参加資格要件を満たさなくなった場合は、町に速やかに通知しなければならない。

4 公募手続き等

（1） 現地見学会及び現地調査の実施

町は、希望する者に対し、現地視察の機会を設ける。現地見学会及び現地調査の申込方法等は、以下に示すとおりである。

① 受付期間

現地見学会（実施日：令和 7 年 11 月 17 日から 21 日の間）

：令和 7 年 10 月 14 日（火）午前 9 時　から　令和 7 年 10 月 17 日（金）午後 5 時　まで

現地調査（実施日：令和 8 年 1 月 19 日から 23 日の間）

：令和 7 年 12 月 11 日（木）午前 9 時　から　令和 7 年 12 月 12 日（金）午後 5 時　まで

② 申込方法

現地見学会への参加を希望する者は、様式１－１（募集要項等に関する現地見学会申込書）に参加希望日、見学希望場所等を記入の上、電子メールにて提出すること。

また、現地調査への参加を希望する応募者（応募企業又は応募グループ）は、様式１－２（募集要項等に関する現地調査申込書）に調査希望日、希望場所等を記入の上、電子メールにて提出すること。

使用するソフトは「Microsoft Word」、提出ファイルは Word ファイル形式とし、ファイル名は提出者名とすること。また、電子メールの件名は「葉山町下水道処理場施設 CC 事業現地

視察申込書_ ●●」（●●は提出者名）とし、提出者の名前、所在地、担当者名、所属、電話及び E-Mail アドレスを記載すること。

町が申込書を受信したときは、電子メールにより受信確認の通知を送信する。

③ 申込先

第１．２ 担当部署に申込むこと。

（２） 募集要項等に関する質問等の受付及び回答の公表

町は、募集要項等に関する質問等を受け付け、回答を公表する。質問書の提出方法等は、以下に示すとおりである。

① 受付期間

令和 7 年 10 月 30 日（木）午前 9 時　から　令和 7 年 10 月 31 日（金）午後 5 時　まで

② 提出方法

募集要項等に関して質問又は意見がある場合には、質問又は意見の内容を簡潔にまとめ、様式２（募集要項等に関する質問書）に記入の上、電子メールにて提出すること。使用するソフトは「Microsoft Excel」、提出ファイルは Excel ファイル形式とし、ファイル名は提出者名とすること。また、電子メールの件名は「葉山町下水道処理場施設 CC 事業 質問書 ●●」（●●は提出者名）とし、提出者の名前、所在地、担当者名、所属、電話及び E-Mail アドレスを記載すること。

町が質問書を受信したときは、電子メールにより受信確認の通知を送信する。

③ 提出先

第１．２ 担当部署のメールアドレス宛に提出すること。

④ 質問等に対するヒアリング

提出された質問書のうち、町において確認が必要と判断したものについては、提出者に対して直接ヒアリングを行う。

⑤ 回答の公表

募集要項等に関する質問のうち町が必要と判断したもの及びその回答を、回答公表予定日に、町ホームページへの掲載の方法により公表する。

・回答公表予定日：令和 7 年 12 月 3 日（水）

（３） 開示資料の貸与申込

町は、希望する者に対し、別紙６に示す開示資料の貸与を行う。貸与の申込方法等は、以下に示すとおりである。

① 受付期間

令和 7 年 10 月 14 日（火）午前 9 時　から　令和 7 年 10 月 31 日（金）午後 5 時　まで

② 申込方法

開示資料の貸与を希望する者は、様式３（募集要項等に関する開示資料の貸与申込書）に提出者の名前、所在地、担当者名、所属、電話及び E-Mail アドレスを記入の上、電子メールにて提出すること。使用するソフトは「Microsoft Word」、提出ファイルは Word ファイル形式とし、ファイル名は提出者名とすること。また、電子メールの件名は「処理場施設 CC 事業開

示資料貸与申込書_ ●●」（●●は提出者名）とし申込むこと。

町が申込書を受信したときは、電子メールにより受信確認の通知を送信する。

③ 申込先

第１．２ 担当部署に申込むこと。

（４） 参加表明書及び参加資格確認申請書の受付及び審査

本プロポーザルに参加を希望する者は、様式及び作成要領に定めるところにより、参加表明書及び参加資格確認申請書を提出し参加資格の審査を受けること。受付期間及び提出方法は以下に示すとおりである。

① 受付期間

令和 7 年 12 月 10 日（水）午前 9 時　から　令和 7 年 12 月 11 日（木）午後 5 時　まで

② 提出方法

参加表明書、参加資格確認申請書及び添付書類を作成し、記名捺印の上、持参又は郵送等で提出すること。また、PDF ファイル化したものを電子メールで提出すること。

③ 提出先

第１．２ 担当部署に提出すること。

④ 審査結果の通知

参加資格の審査結果は、応募企業又は代表企業に対して、審査結果通知予定日に電子メールにより通知する。

・審査結果通知予定日：令和 7 年 12 月 26 日（金）

（５） 競争的対話の実施（附帯事業及び任意事業に関する予備的審査の実施）

町は、参加資格審査終了後、参加資格があるとされた者に対し、提案書類の提出までに競争的対話を行う。

参加資格があるとされた者が、附帯事業及び任意事業を提案する場合は、附帯事業及び任意事業に関する提案概要書を町に提出すること。町は提案のあった附帯事業及び任意事業について、町の政策方針や既存計画との整合性の観点で、その実施可否を判断する。

町は、競争的対話の結果を踏まえ、実施契約書（案）、要求水準書（案）等の調整を行う。競争的対話の結果は、期間終了後、終了宣言として公表する。なお、競争的対話によって、応募者を絞り込むことはしない。

具体的な実施方法は、参加資格審査結果の通知と併せて、参加資格があるとされた者に通知する。

（６） 提案書類の提出等

参加資格があるとされた者は、様式及び作成要領に定めるところにより、提案書類を提出すること。受付期間及び提出方法は以下に示すとおりである。

なお、提案書提出後、選定委員会において提案に係るプレゼンテーション及びヒアリングを行うことを予定している。具体的なプレゼンテーション及びヒアリングの実施方法は、提案書類提出者に通知する。

① 受付期間

令和８年４月２日（木）午前９時　から　令和８年４月３日（金）午後５時　まで

② 提出方法

必要書類を作成し、記名捺印の上、持参又は郵送等で提出すること。また、PDF ファイル化したものとともに、提案書のオリジナルデータを DVD-R 等で提出すること。

③ 提出先

第１．２ 担当部署に提出すること。

５ 優先交渉権者の選定方法

（１） 審査方法

審査では、資格審査及び提案内容の審査を行う。町は、選定委員会の審査及び評価を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。詳細は優先交渉権者選定基準に示す。

（２） 審査結果の公表

町は、審査の結果及び評価の内容について、優先交渉権者の選定後速やかに応募者に通知するとともに、町のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

（３） 優先交渉権者及び特定事業の選定の取消し

民間事業者の募集、審査及び選定の一連の手続きにおいて、応募者がない、又はいずれの応募者も町の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由により、町が本事業を実施することが適当でないと判断した場合は、優先交渉権者を選定せず、本事業に係る特定事業の選定を取り消すことがある。

この場合、町は、その旨を町のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

６ 優先交渉権者選定後の手続き

（１） 基本協定の締結

優先交渉権者は、基本協定書（案）に基づいて、町と速やかに基本協定を締結しなければならない。

優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に実施契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、町は審査で決定された順位に従って、次点交渉権者を優先交渉権者として、改めて基本協定の締結以降の手続を行うことができる。なお、町は、基本協定書（案）の修正には、原則として応じない。

（２） SPC の設立

優先交渉権者は、基本協定の締結後、SPC として、会社法に規定する株式会社を町内に速やかに設立しなければならない。本事業期間中は SPC の本社所在地を町外に移転させないものとする。ただし、多分野連携や広域連携を目的に町の承諾を得た場合、又は既存 SPC を活用し SPC を新設しない場合はこの限りではない。

なお、SPC が発行する議決権を有する普通株式は、譲渡の承認には、SPC の承認機関に加えて町の承認を必要とする。

（３） 優先交渉権者による運営準備行為

優先交渉権者は、SPC の設立や実施契約の締結準備と並行して、運営開始に向けた準備行為として、業務の引継ぎや現地調査を実施することができるほか、本事業を円滑に開始するために町と協議を行う。

（４） 運営権の設定

町は、PFI 法第 19 条第 4 項に定める運営権設定に係る議会の議決を得た上で、SPC に対して運営権設定書を交付して運営権を設定する。また、SPC は、運営権登録令（平成 23 年政令第 356 号）に従って運営権の設定登録を行う。

（５） 実施契約の締結

町と SPC は、実施契約書（案）の内容に従い、運営権の設定後速やかに実施契約を締結する。なお、町は、競争的対話に基づいて調整された実施契約書（案）の内容は、優先交渉権者の決定前に確定することができなかったもの及び軽微なもの以外は変更しない。

また、町は、実施契約の締結後、本事業開始日までに以下の手続を含む実施契約に定める条件を充足する。

・運営権者との間の運営権者譲渡対象資産に係る物品譲渡契約の締結

・運営権者との間の本事業用地に係る公有財産賃貸借契約の締結

なお、町は、PFI 法第 19 条第 3 項及び第 22 条第 2 項の定める事項を町ホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

（６） 運営権者譲渡対象資産の譲受

運営権者は、本事業開始日に運営権者譲渡対象資産を町から譲り受ける。

譲渡手続は、町が作成した予定価格に対し、運営権者が見積書を提出する方法で行う。運営権者が予定価格以上で有効な見積書を提出した場合、町と運営権者は運営権者譲渡対象資産に関する物品譲渡契約を締結し、運営権者は、当該契約の定めに従って町が指定する期日に一括払いで対価を支払い、運営権者譲渡対象資産を取得する。

（７） 事業の開始

運営権者は、実施契約に定める本事業開始日に事業を開始する。開始に当たっては、運営権者が業務の引継ぎ等の義務を履行していることを前提条件とする。

第４ その他

１ 実施に関して使用する言語及び通貨等

（１） 実施に関して使用する言語及び通貨

本事業等の実施に関して使用する言語は日本語、通貨は円とする。

（２） 応募書類の作成等に係る費用

応募書類の作成及び提出等に係る費用は、応募者の負担とする。

２ 議会の議決

運営権の設定に関する議案を令和 8 年 9 月葉山町議会定例会に提出予定である。

３ 募集要項等の修正

今後、募集要項等の変更が必要となる場合は、市は募集要項等を修正し改訂版を公表する。

４ 情報提供

本事業に関する情報提供は、葉山町ホームページ等を通じて適宜行う。

葉山町ホームページ：https://www.town.hayama.lg.jp/index.html

下水道：https://www.town.hayama.lg.jp/soshiki/gesui/1_1/index.html

別紙１　ＰＦＩ法等における用語と本事業における用語の関係性

<table>
<tr><th colspan="3">PFI 法並びに運営権ガイドラインにおける用語</th><th colspan="2">実施方針における記載</th><th>本事業における整理</th><th>運営権</th><th>特定事業</th></tr>
<tr><td rowspan="7">運営等</td><td colspan="2" rowspan="2">運営</td><td colspan="2">経営</td><td>運営事業計画作成、実施体制確保、財務管理、委託等、利用料金収受、セルフモニタリング等、事業全体を管理・遂行すること</td><td rowspan="7">運営権範囲内</td><td rowspan="8">特定事業範囲内</td></tr>
<tr><td rowspan="2">維持管理及び修繕</td><td>維持管理</td><td>対象施設の運転管理、保守点検、事務支援等、当該施設の機能を維持するための事実行為で工事を伴わないもの</td></tr>
<tr><td rowspan="5">維持管理</td><td>修繕</td><td>修繕</td><td>所定の耐用年数内において機能を維持させるため、老朽化した設備又は故障若しくは損傷した設備の一部を取り換えること</td></tr>
<tr><td rowspan="4">資本的支出</td><td rowspan="4">改築</td><td>更新</td><td>所定の耐用年数と機能を新たに確保するため、既存の設備を全て取り換えること</td></tr>
<tr><td>長寿命化</td><td>所定の耐用年数を新たに確保するため、既存の設備の一部を取り換えること</td></tr>
<tr><td>附設</td><td>附帯事業の実施に必要な設備を導入すること※1</td></tr>
<tr><td>増築</td><td>義務事業の実施に必要な設備を既存の設備に加えて導入すること</td></tr>
<tr><td colspan="3">建設・改修</td><td colspan="2">任意</td><td>任意事業の実施に必要な設備を導入すること※2</td><td>運営権範囲外</td></tr>
</table>

※1 附帯事業の実施に必要な設備の導入とは、例えば、水処理方式の新たな提案に伴う設備の導入等をいい、その費用負担は義務事業の費用と同様に町とする。

※2 任意事業の実施に必要な設備の導入とは、例えば下水熱回収設備の導入等をいい、その費用負担は、運営権者とする。任意事業は、特定事業の範囲内として実施することができる。これらの設備は、運営権者の所有に属し、事業期間終了時に速やかに撤去し、事業開始前の原状に復するものとする。ただし、町が必要と認めるときは残存価値を勘案して買い取ることができるものとする。

別紙２ ストックマネジメントの実施フロー

ストックマネジメントの実施フローは下図のとおりである。なお、見出し項目にある【第○章第○節】は「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015 年版」の目次項目に該当するものである。

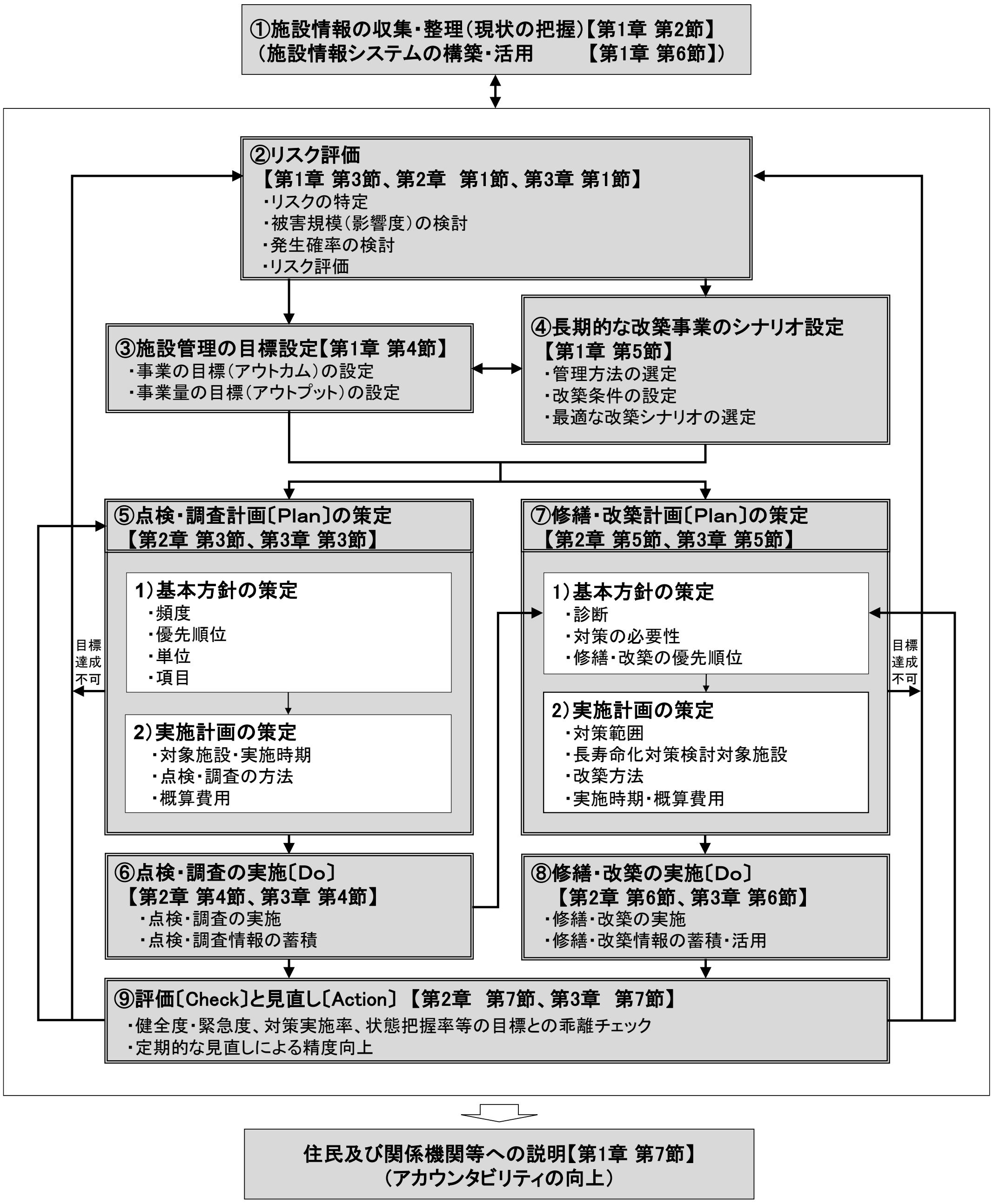

※ストックマネジメントの実施フローの各個別項目のうち、実施方針部分（②③④）は町が担当し、運営権者は情報の追加（①）、点検調査計画と修繕改築計画の策定（⑤⑦）支援及び実施（⑥⑧）を担当する。評価と見直し（⑨）は町と運営権者により共同で実施する。

別紙３ 既存 SPC を活用する場合の考え方

本事業では、多分野連携や広域連携に資する場合は、新規に SPC を設立せずに、既存 SPC を活用することを認めている。本事業には、既存 SPC の構成企業が応募グループを構成して応募し、応募グループが優先交渉権者となった際に、既存 SPC と契約するか新たな SPC を設置して契約するか、協議して決定することを想定している。

他事業を実施している既存 SPC が、本事業で契約できるかどうかは、他事業の発注者や既存 SPC への融資企業、構成企業など、関係者の合意が得られていることを前提に、会計情報の分離、事業情報の分離などの各種対応方法に問題がないことを確認し条件を調整した上での契約になる。

応募段階から契約段階までの流れや条件は下図のように想定している。

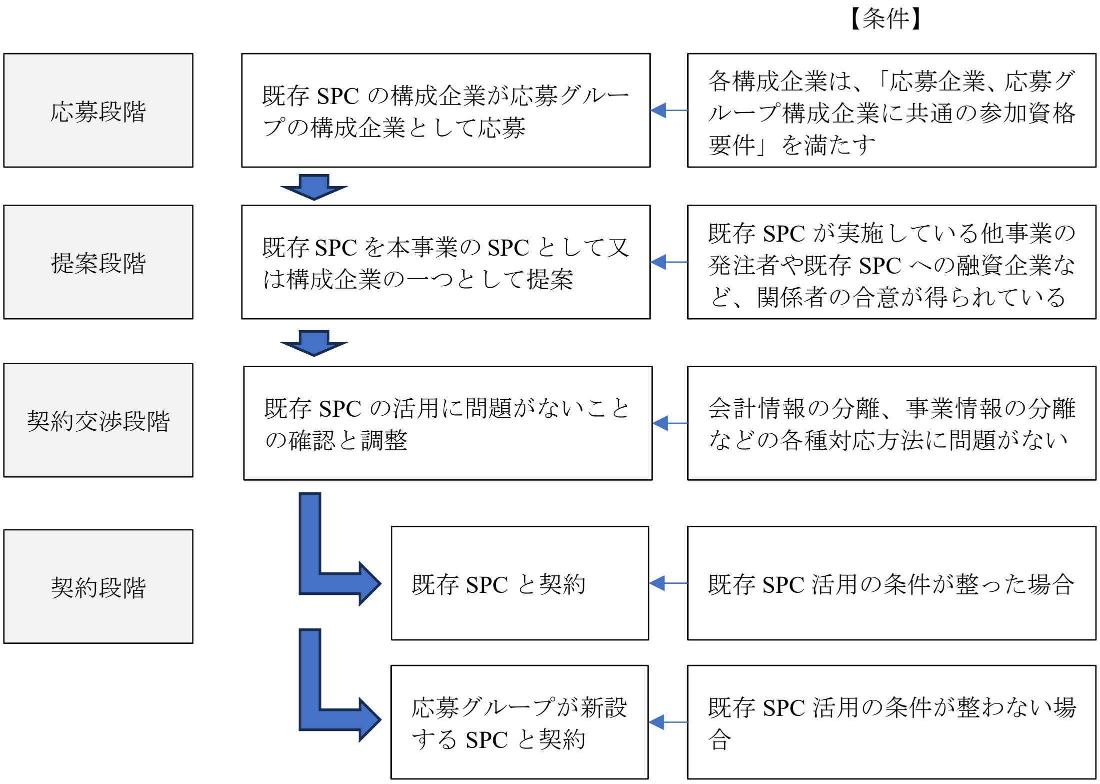

応募段階では、既存 SPC の構成企業が応募グループの構成企業として応募する。各構成企業は「応募企業、応募グループ構成企業に共通の参加資格」に定める参加資格要件を満たすことが条件となる。既存 SPC が構成企業の一つとなる場合も同様となる。

提案段階では、既存 SPC が本事業の SPC として又は構成企業の一つとして対応することが、既存 SPC が実施している他事業の発注者など、関係者の合意が得られていることが条件となる。

契約交渉段階では、各種対応方法に問題がないことを確認し、既存 SPC の活用に問題がないか調整を行うことになる。

契約段階では、各種条件が整った場合は、既存 SPC と契約又は既存 SPC 含む新設 SPC との契約、条件が整わない場合は、応募グループの構成企業が新設する SPC と契約を締結する。

別紙４－１　葉山浄化センター一般平面図（全体）

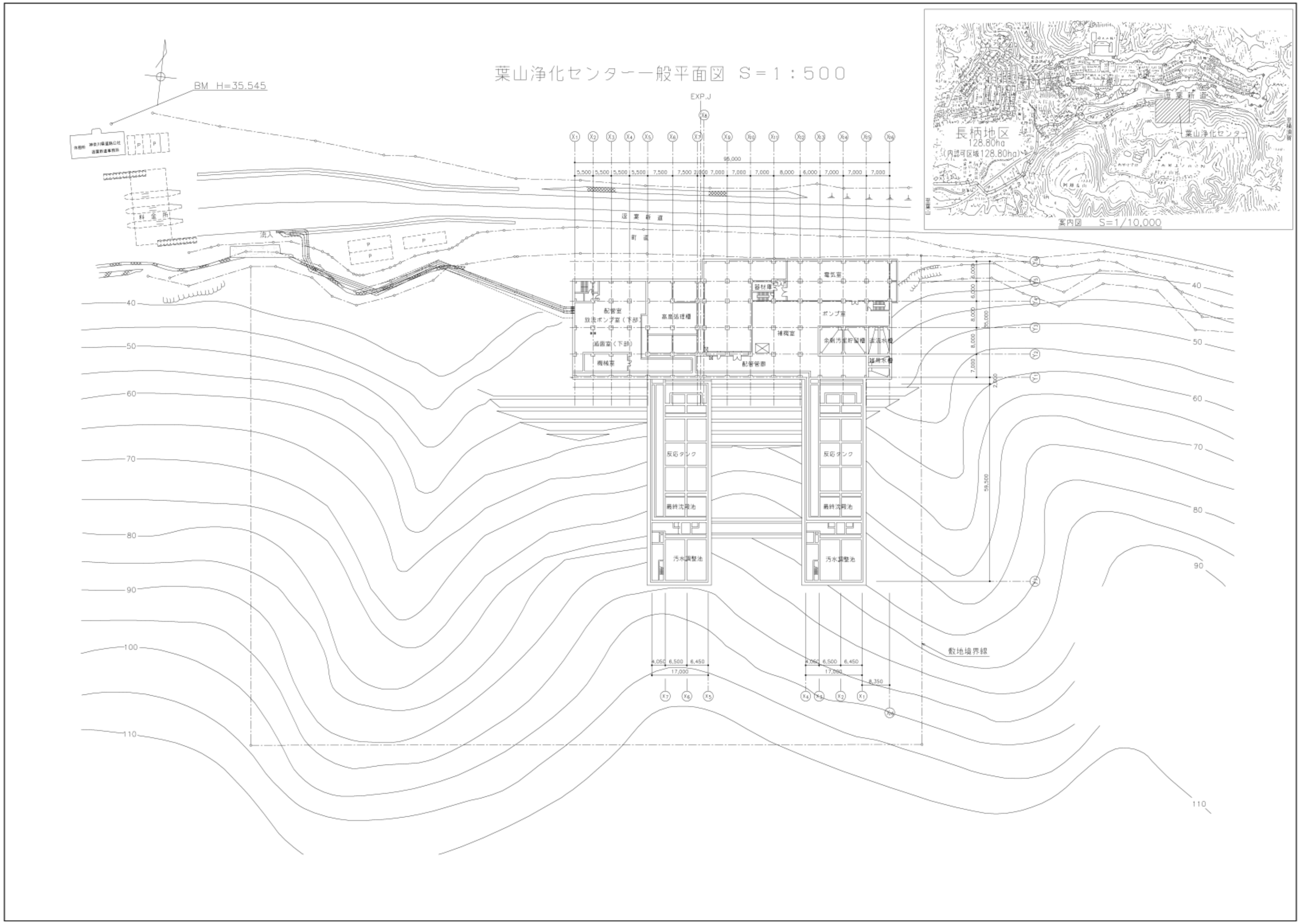

別紙４－２　葉山中継ポンプ場一般平面図

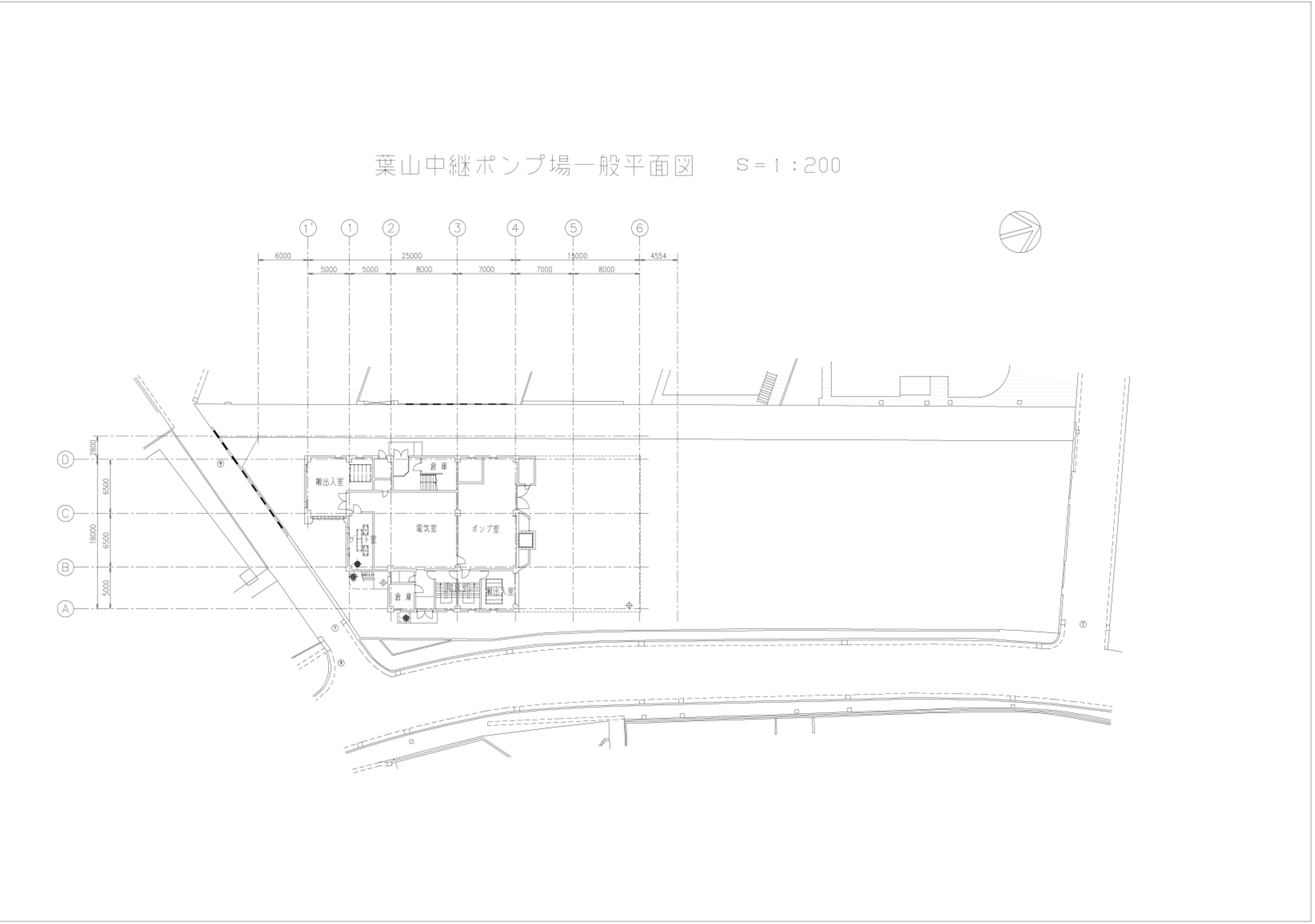

別紙５　葉山町公共下水道全体計画図（汚水）

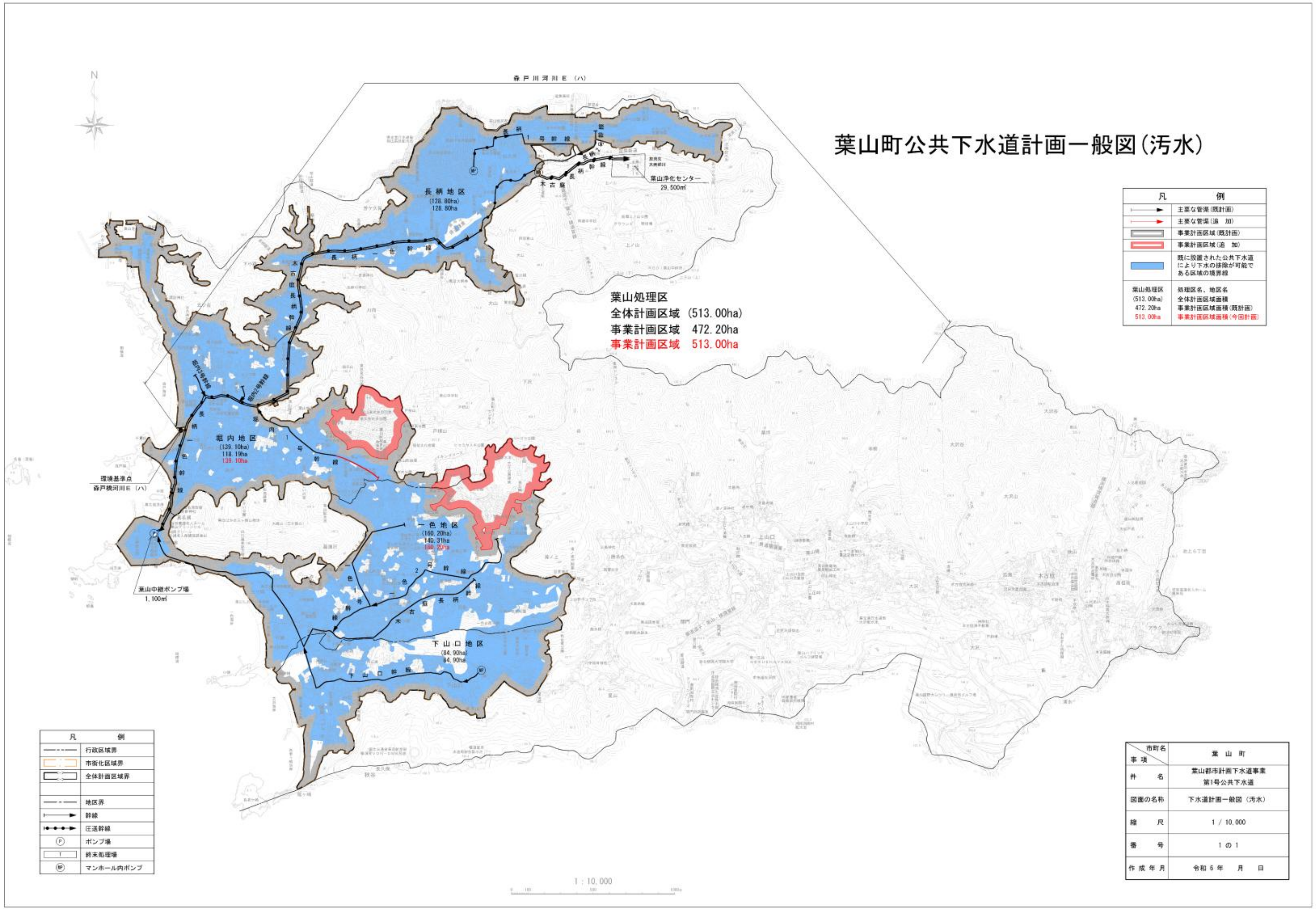

別紙６　開示資料集

区分		No.	資料名	備考
事業	計画	0101	葉山町公共下水道事業の概要	令和７年度版、令和６年度版、令和５年度版、令和４年度版 https://www.town.hayama.lg.jp/soshiki/gesui/index.html
		0102	神奈川県生活排水処理施設整備構想	平成 31 年１月 神奈川県生活排水処理施設整備構想について - 神奈川県ホームページ https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pb5/seihai/index.html
		0103	葉山町生活排水処理基本計画	平成 28 年３月（令和３年３月　中間見直し） 葉山町生活排水処理基本計画 https://www.town.hayama.lg.jp/soshiki/kankyou/2/1/1753.html
		0104	葉山町公共下水道全体計画	令和５年３月　計画説明書
		0105	葉山町公共下水道事業　変更事業計画書	令和４年度　計画書、計画説明書、様式１・２、図面目録・図面
		0106	都市計画事業_事業計画変更認可	令和５年３月　申請書、図面
		0107	ストック（アセット）マネジメント計画	
		010701	葉山町下水道事業アセットマネジメント計画	令和５年２月　ストックマネジメント計画書、アセットマネジメント計画概要版、経営戦略総務省様式 管路施設編、処理場ポンプ場施設編、経営戦略編（報告書、概要書、参考資料）
		010702	葉山町下水道事業アセットマネジメント計画改定等事業	令和７年３月　（第２期）ストックマネジメント計画（第１回変更）、 概要書、管路編、処理場･ポンプ場施設編、温室効果ガス削減に向けた基本検討、長期的改築予測内訳
		0108	葉山町下水道事業経営戦略	
		010801	葉山町下水道事業経営戦略	令和３年３月　概要版、詳細版、総務省様式 https://www.town.hayama.lg.jp/soshiki/gesui/1_1/6886.html
		010802	葉山町下水道事業経営戦略(改定版)	令和７年 12 月頃に案を提示予定
	危機管理	0109	葉山町公共下水道事業業務継続計画（BCP）	平成 31 年３月　最新改定令和３年６月
		0110	総合地震対策計画	平成 25 年２月　中継ポンプ場総合地震対策計画 平成 29 年３月　浄化センター総合地震対策計画
		0111	地域防災計画	令和６年度改訂　地震津波対策計画編、風水害対策計画編、資料編【前編】、資料編【後編】 https://www.town.hayama.lg.jp/soshiki/bousaianzen/1/1/1760.html
		0112	神奈川県の緊急輸送道路	令和６年３月　緊急輸送道路一覧表（神奈川県地域防災計画　資料）、リーフレット「神奈川の緊急輸送道路（令和６年３月）」 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n5h/cnt/f704/p807731.html
		0113	葉山町防災関連マップ	ハザードマップ（津波、洪水、土砂災害、高潮） https://www.town.hayama.lg.jp/soshiki/bousaianzen/2/3/1663.html
		011301	津波ハザードマップ	令和５年５月　葉山町津波ハザードマップ 一色・下山口地区、堀内・長柄地区 平成 27 年３月　県の津波浸水想定・津波浸水予測図 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f4i/cnt/f532320/index.html
		011302	洪水ハザードマップ	令和２年３月　葉山町洪水ハザードマップＡ面（森戸川）、Ｂ面（下山川）
		011303	土砂災害ハザードマップ	令和３年９月　葉山町土砂災害ハザードマップＡ面（町西部・土砂災害に関する知識等を掲載）、Ｂ面（町東部を掲載）
		011304	高潮ハザードマップ	令和３年 12 月　葉山町高潮ハザードマップ一色・下山口地区、堀内・長柄地区
		011305	防災マップ	令和２年３月　葉山町防災マップ
	その他計画	0114	その他各種町の計画	環境基本計画、地球温暖化対策実行計画、神奈川県汚水処理事業広域化・共同化計画、葉山町総合計画（第五次）、人口ビジョン（第２期）、公園施設長寿命化計画 https://www.town.hayama.lg.jp/chousei/keikaku/6785.html
	広報広聴	0115	実施している広報活動	令和６・７年度　葉山浄化センター見学会開催実績
		0116	苦情一覧	臭気に関する苦情が年に数回程度ある状況
	法務	0117	各種協定書、契約書、許認可等	令和６年度末時点の情報
資産	施設	0201	施設･設備台帳情報	令和６年度末時点の情報
		0202	下水道台帳（管渠施設台帳）情報	令和７年１月時点　葉山町下水道事業アセットマネジメント計画改定等事業で作成
		0203	財産一覧　（用地台帳、備品台帳、受贈財産等）	令和６年度末時点の情報
		0204	固定資産台帳	令和６年度末時点の情報
	設計建設	0205	工事執行状況（工事台帳）	平成 4～10 年度　事業団委託工事一覧 平成 4～令和６年度　工事一覧表
		0206	工事完成図書	葉山浄化センター・中継ポンプ場、木古庭長柄幹線管渠建設工事
		0207	耐震診断、耐震設計	平成 26 年２月　中継ポンプ場耐震診断報告書 令和２年２月　浄化センター耐震補強実施設計報告書 令和５年６月　地震対策調書
	用地等	0208	地質・土質調査結果	平成 5～11 年　過去の柱状図データ 平成 5～28 年　ボーリングデータ
		0209	都市計画図	平成 27 年度　都市計画図見直し業務委託

区分		No.	資料名	備考
財務	決算	0301	決算書、予算書（最新年）	平成 30～令和 6 年度　決算書 令和 7 年度　予算書
		0302	決算統計資料	平成 30～令和 6 年度
		0303	起債償還計画	令和 6 年度決算時点
		0304	減価償却費及び長期前受金戻入予定表	令和 6 年度決算時点
維持管理	業務	0401	維持管理年報	令和 5～6 年度
		0402	維持管理業務要求水準書	令和 4 年 10 月　葉山浄化センター等整備・運営事業　要求水準書
		0403	維持管理月報、日報、業務報告書	令和 5 年 4 月～令和 7 年 9 月
			保守点検履歴に関する資料	（維持管理業務報告書に含む）
			故障リスト、故障内容に関する資料	（維持管理業務報告書に含む）
			修繕リスト、修繕内容に関する資料	（維持管理業務報告書に含む）
			委託リスト、委託内容（仕様書等）に関する資料	（維持管理業務報告書に含む）
	費用		維持管理費実績	（維持管理業務報告書に含む）
			電気料金、契約種別、電気使用量に関する資料	（維持管理業務報告書に含む）
			通信回線、通信設備、使用料に関する資料	（維持管理業務報告書に含む）
			ユーティリティ使用量、費用に関する資料	（維持管理業務報告書に含む）
	水質		水質測定結果に関する資料	（維持管理業務報告書に含む）
			水質事故発生状況	（維持管理業務報告書に含む）
	汚泥		汚泥処理状況に関する資料	（維持管理業務報告書に含む）
			汚泥運搬処分に関する資料	（維持管理業務報告書に含む）
	管路	0404	圧送管に関する資料	令和 6 年度末時点の情報
改築		0501	対象施設関連工事の発注予定	令和 7～8 年度発注予定
			改築更新計画	（010702 葉山町下水道事業アセットマネジメント計画改定等事業　報告書に含む）
			中期改築シミュレーション結果	（010702 葉山町下水道事業アセットマネジメント計画改定等事業　報告書に含む）